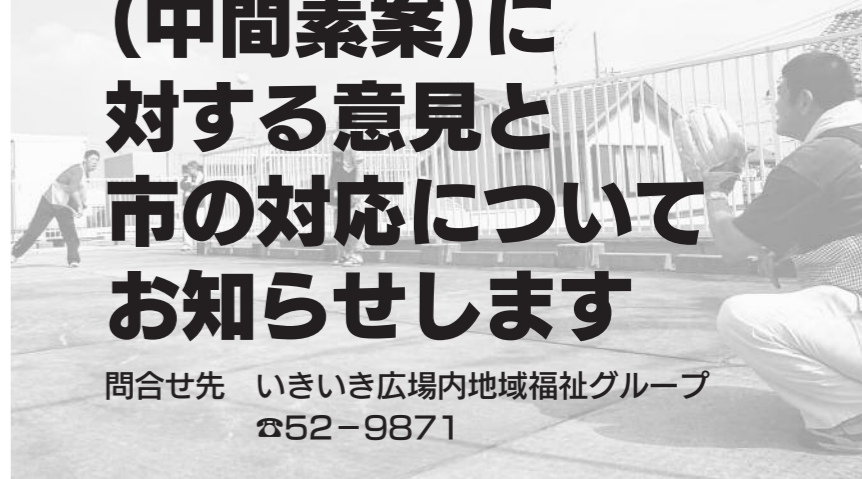


障害福祉計画 （中間素案）に 対する意見と 市の対応について お知らせします

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871



平成18年12月16日から27日までの間に、市民の皆さんから意見を募集（パブリックコメント）したところ、6人の方から7件の意見をいただきました。
その概要をお知らせします。

意見1 平成18年7月の新聞に「障害者自立支援法が見切りスタートし、応益負担に苦しむ障がい者こそ家族たち」といった内容の記事が掲載されていました。授産所で工賃5,000円を受け取っても、授産所への支払い（利

用者負担など）が2万数千円となり、グループホームで生活すればさらに6万数千円が必要となります。

こうした状況で、障がい者が、家族や親元を離れ生活しようとしても、現実には難しいでしょう。また、我が子の独立を拒む親がいるのでしょうか。

今の制度では、独立できると親自身が思えないから、建て前で「我が子が心配」と言っているように思えてなりません。

障がい者は本当に単価の安い仕事しかできないのでしょうか。

回答1 障害者自立支援法では、働く意欲や能力のある障害者の就労支援に取り組み、その能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会を構築し、地域生活を実現していくことを目指しています。高浜市においても障害者の就労について積極的に支援してまいります。

また、障害者が自立した地域生活を實現していくためには、安心してチャレンジできることが、地域生活に向けての第一歩を踏み出すこととなります。

そこで、安心してチャレンジできる体制を企業や地域との協働により取り組んでいきます。

意見4 高浜市でも「障害者雇用プロジェクト」を設置し、障害者の積極的な雇用に向けて検討していくことですが、就労形態についてはフルタイムにかぎることなく、パートやアルバイトなど多様な働き方を含めた雇用のあり方について検討されることを期待します。

回答4 市役所における障害者雇用「プロジェクト」は、人事グループにおいて設置し検討を進め、まもなく障害者雇用に関するガイドラインが作成される予定です。今後は、各グループから切り出された障害者適応業務を作成されたガイドラインに基づき、市で雇用をして取り組む業務、委託して取り組む業務などに区分し実施していきます。



意見2 高浜市では、構造改革特区の認定を受け、障害者が介護保険法によるデイサービスセンターを利用できるようになっていきますが、高齢者の利用が増加し利用できなくなっているようです。

そこで、障害者地域生活支援施設「みんなの家」を活用し、障害者デイサービス事業を検討してみたいかがでしょうか。

回答2 障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より構造改革特区の認定を受けることなく、介護保険法によるデイサービスセンターにおける知的障害者および障害児の受入事業が全国展開されることになりました。

しかし、高齢者の利用が増加し利用できなくなっている状況は指摘のとおりです。

平成19年4月には、障害者の日中活動の場となる就労移行支援事業および生活介護事業を実施する施設「チャレンジサポートたかはま」が、社会福祉法人により整備され利用できるようになります。授産所高浜安立の取り組みと連携・補完し合うことにより、多くの日中活動ニーズに対応できると考えています。

チャレンジサポートたかはまにおいても日中活動のニーズを充足することができない場合は、地域生活支援事業

による日中一時支援事業の市内での実施についての可能性を探っていきます。

意見3 障害者が一般就労をする際に、社会福祉施設において行ってきた訓練が活かせるかどうかは個人差はあるものの、当事者にとっては大きな不安であることを周りが理解することが重要となります。

平成23年度までの福祉施設から一般就労への移行者数および職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の開始者数が記載してありますが、「具体的なものはこれから進めていくため検討がされるのでは」と理解しています。

基本的理念のなかでも重要と位置づける「職場適応援助者（ジョブコーチ）」による支援は、企業の障害者に対する理解の促進にもつながることから、積極的な取り組みを期待します。

回答3 障害者の就労支援をより現実的なものとしていくためには、職場開拓、仕事のマッチング、継続的な定着支援といった職場適応援助者（ジョブコーチ）の支援が重要であり、その確保が必要となります。

そこで、就労支援に対応できるよう、ジョブコーチの養成などを計画に位置づけ支援していきます。

意見5 「親の意識改革プロジェクト」への支援について、具体的にとのよう内容のものなのかわかりませんが、意識改革を図るための支援として、障害者一人ひとりに対する幼児期から生涯を通して一貫した相談支援体制が不可欠だと考えます。

現在のところ、国・県の体制は十分ではありません。ぜひ、高浜市で実現させてください。

回答5 障害者の幼児期から盛年期までの一貫した支援体制を確立し、ライフステージに応じた適切な支援をできるように、障害者版「健康カルテ」の作成に向け、保健・教育・福祉・就労といった関係者と検討を行なっています。

意見6 就職できる障害者は、一部に過ぎないと思います。一人ひとりの障害の実態（パニック、発作、こだわりなど）が異なることを理解しているのだろうかと思ふことがあります。計画は、理想が大きすぎて現実とかけ離れているような気がします。

以前、「企業は福祉ではない」と言った言葉を忘れることができません。就労できない障害者はどうしたらよいのでしょうか。また、障害者の住まいを考えた

場合、「いつ、どこで、何が起きるか分からない現在」においてはいつも誰かがそばにいる、安心安全な住居、グループホームがあつてほしいです。

「親亡き後一人ぼっちになつてしまった場合、どこまで応援、相談、生活管理、見守りをしてもらえるのか心配です。

回答6 障害の有無に関わらず、労働の対価としての賃金を得ることだけでなく、社会性や人間性を育むうえでも重要です。

そこで、障害者就労支援会議において、それぞれの障害に応じ、就労移行や企業実習などの「働き方」を検討し支援していきます。

地域で自立した生活をしていくために一番重要なことは、障害者を理解する地域の方がいて、地域の一員として誇りを持って役割を担う障害者がいるということではないでしょうか。

こうした地域の関係を築くことで、地域で安全かつ安心して暮らせることになると考えます。そのためにも、地域福祉の取り組みが重要となります。



ませる際に障害のある子どもを連れて行くことが困難なときに、一時預かりをしていただける所が近くにあれば良いと感じます。

一時預かりをしてもらえるサービスが市内にはないので、児童デイサービス、短期入所施設の確保を希望します。

回答7 平成18年10月以降は、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障害のある方に日中における活動の場を提供し、日常的な訓練を行なうサービスとして、地域生活支援事業による日中一時支援事業を実施しています。

しかし、日中一時支援事業も児童デイサービスおよび短期入所と同様に、市外の事業所においてサービスの提供を受けている状況にあることから、近隣市の事業所と連携を図り確保に努めることも、市内での実施についての可能性を探っていきます。